

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費者センターからの情報です。

配信日 平成27年1月28日

パソコンの警告表示に関する注意情報！

相談内容

1年ほど前にパソコンを購入し使用していたが、1週間ほど前から「エラーが600から700ある」などと表示が出るようになり、「修正するにはソフトが必要」と書かれていたので、誘導されるままセキュリティソフトをダウンロードした。しかし、その後インターネットでエラー表示が消えることはなく、この業者について調べると悪い評判が多かった。解約したいが、書いてある電話番号は海外のようでしかも電話しても繋がらない。どうしたらよいか。

消費生活センターからのアドバイス

- 1 パソコンの操作中に突然現れる警告表示は本当の危険やエラー等を知らせるものだけとは限らず消費者の不安をあおりソフトの購入手続きに誘導する「広告」の可能性があります。信頼できる表示か分からない場合はクリックしないようにしましょう。
- 2 パソコンを危険な状態から守るためには、パソコンの基本ソフト（OS）やアプリケーションを常に最新の状態に保つことが必要です。IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のHPで最新の状態かどうかを確認できるので活用しましょう。
- 3 セキュリティソフト等を購入する際は、パソコンショップや電気店などで購入するか、事前に自分で情報を収集し、複数のソフトを比較検討し購入するようにしましょう。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間]平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-4111)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

他各市町相談窓口